第２５期第６回長沼町農業委員会総会議事録

１　開催日時
　令和５年１２月２２日　午後３時３０分から午後５時３５分まで
２　開催場所
　長沼町役場庁舎　３階　第１会議室
３　出席委員（１５人）

会長	１６番	高宮　　徹		
会長職務代理者	１５番	山田浩之		
委員	１番	吉田　　茂	２番	三上守親
	４番	近藤修一	５番	鵜野秀樹
	６番	伊東俊彦	７番	秋葉信勝
	８番	窪田秀治	９番	広嶋浩一
	１０番	阪　　由平	１１番	柴田佳夫
	１２番	南　　貴文	１３番	青野恭則
	１４番	大橋豊幸		

４　欠席委員　　３番　遠藤拓身

５　付議事項

日程第　１　議事録署名委員の指名
〃　　２　会務報告
〃　　３　農地法第３条の規定による許可申請について　（議案第　１号）
〃　　４　農地法第４条の規定による許可申請について　（議案第　２号）
〃　　５　農地法第５条の規定による許可申請について　（議案第　３号）
〃　　６　農地法第５条の規定による事業計画変更承認申請について　（議案第　４号）
〃　　７　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について　（議案第　５号）
〃　　８　農地所有適格法人要件の確認について　（報告第　１号）

６　出席職員
　事務局長　市村智継
　農地係長　田中　　聡

７　会議概要
　別紙のとおり

局　　長	定刻となりましたのでこれより第６回農業員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、髙宮会長から御挨拶をお願いいたします。
会　　長	本日は、年末のお忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。 先月 27 日に深川市で開催されました、地区別農業委員研修会においては多数の参加をいただき、ありがとうございます。委員各位におかれましては、この成果を今後の活動に生かしていただければと思います。 さて、今年も残りわずかとなりましたが農作物の作柄につきましては、例年にない猛暑の夏となりコメにおいては例年を上回りましたが他の農作物については高温障害等が発生し収量の低下等がありましたが大きな災害もなく収穫期も終えたところと思います。 来年におきましては全ての農作物について豊作を期待し、無事、新年を迎えられますよう、願うところであります。 今月の総会は、議案５件、報告１件を予定しております。慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。
議　　長	それでは、ただ今から「第６回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、15 人であります。直ちに本日の会議を開きます。 日程第 1、「議事録署名委員の指名」行います。 会議規則第 9 条の規定により、9 番広嶋委員、10 番阪委員を指名いたします。 日程第 2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。 以上で会務報告を終わります。 日程第 3、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案件につきましては、[redacted]に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会　会議規則第 13 条の規定に基づく 議事参与の制限 により当該事案の審議の間、退席をお願いいたし

	ます。
	暫時休憩いたします。
	【[redacted]】
	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
	事務局から概要の説明をします。
局　　長	農地法第３条の規定による許可申請は、経営移譲に伴う使用貸借が１件、道路用地買収に伴う農道の確保のための売買が１件、経営規模小に伴う所有権移転が個人法人合わせて３件でございます。
	以上で概要の説明を終わります。
議　　長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事 務 局	（議案の朗読）
	以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議　　長	それでは、受付番号１番について、[redacted]担当の伊東委員から現地調査の報告をお願いします。
委　　員	（現地調査の報告）
	６番の伊東です。
	受付番号１番について、現地調査を実施いたしました。
	この申請は[redacted]の土地で、経営移譲をするため、現在も農業を行っている息子さんへ農地を使用貸借するものであり、問題はないものと思います。
	以上で報告を終わります
議　　長	ありがとうございました。
	続きまして、受付番号２番について、[redacted]担当の大橋委員から現地調査の報告をお願いします。
委　　員	（現地調査の報告）
	14番の大橋です。
	受付番号２番について、現地調査を実施いたしました。
	この申請については[redacted]の土地で、貸主の経営規模縮小に伴い、親族である農業者に賃貸借するものであり、問題はないものと思います。

	以上で報告を終わります。
議　長	ありがとうございました。 続きまして、受付番号３番について、広嶋委員から現地調査の報告をお願いします。 （現地調査の報告）
委　員	９番の広嶋です。 受付番号 3 番については参与の制限により[redacted]が不在なので私から報告いたします。 3 番の申請は [redacted]の土地で、道路用地買収のため袋小路となってしまう農地に作業用の農道を整備するための売買であり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議　長	ありがとうございました。 続きまして、受付番号 4 番 5 番について、[redacted]担当の秋葉委員から現地調査の報告をお願いします。 （現地調査の報告）
委　員	7 番の秋葉です。 受付番号 4 番、5 番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については[redacted]及び[redacted]の土地で、売り主である個人及び法人が経営規模を縮小することに伴い、経営規模拡大を図る町内の農業法人に売買するものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議　長	ありがとうございました。 ただ今、議案第１号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委　員	（な　し）
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第１号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委　員	（全員挙手）

議　長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしましたので[redacted]に入室いただきます。暫時休憩いたします。 【吉田委員　入室・着席】 休憩を閉じ、議事を再開いたします。
議　長	日程第4、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	（議案の朗読） なお、現地調査につきましては、13 番青野委員、14 番大橋委員及び 15 番山田代理でございます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議　長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委　員	（現地調査の報告） 13 番の青野です。 昨日、大橋委員さん、山田代理、事務局２名と私の５名で調査を実施しました。 申請地は、[redacted]で町道[redacted]道路と町道[redacted]道路の交点から東へ50m進んだ南側に位置する土地で、都市計画区域外の土地であります。 現在は、農地として使用していますが公共道路の用地買収に伴い格納庫の移設をするとともに、新たな格納庫の建設するための申請であり、問題はないものとして調査をしてきました。
議　長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。
局　長	申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域外で農用地区域であるため、第１種農地に該当します。 申請の内容は格納庫の移転及び建設であり、農業振興地域整備計画においては令和５年 12 月４日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされたところであります。

	農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、格納庫の移転及び建設という事で別添の調査書にあるとおり農地法第 4 条の許可要件の全てを満たすと考えます。
	以上で補足説明を終わります。
議　長	ただ今、議案第 2 号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委　員	格納庫の建設については農業に資する建物と農業以外に使う格納庫では制約があるのか確認したい。
事務局	農地法では農業のための施設の場合は許可となっておりますので、制約はあります。（3 種農地以外で農地を転用する場合農業用の施設や農家住宅以外は現在の農地法では転用は大変難しい。）
議　長	その他質問はございませんか。
委　員	（な　し）
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第 2 号については、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委　員	（全員挙手）
議　長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。
議　長	日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	（議案の朗読）
	なお、現地調査につきましては、13 番青野委員、14 番大橋委員及び 15 番山田代理でございます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議　長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
	（現地調査の報告）
委　員	15 番の山田です。

	昨日、青野委員さん、大橋委員さん、事務局２名と私５名で調査を実施いたしました。 １番の申請地は、[redacted]区　町道[redacted]と　町道[redacted]の交差点から南に約 10 メートルの西側に接した場所で、都市計画の第１種 低層住居専用地域に指定された土地です。 周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 続きまして２番の申請地[redacted]で、[redacted]にあり、町道[redacted]と町道[redacted]の交差点を南に約 20m、道路東側に接する土地であります。 周辺には長沼温泉などの公共施設があり、また住宅が連担し、上下水道の公共設備があることから農業生産性はなく、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 以上で、報告を終わります。
議　長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。
局　長	申請番号１番につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内で用途指定されており、第３種農地に該当します。 第３種農地は原則許可であり、別添の調査書にあるとおり農地法第５条の許可要件の全てを満たすと考えます。 申請番号２番につきましては、都市計画区域外で２種農地に該当しますが現地調査でも報告いただいた通り当地区はあずま団地として宅地化が進み、該当地は上下水道も整備されているため、別添の調査書にあるとおり農地法第５条の許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で補足説明を終わります。
議　長	ただ今、議案第３号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委　員	２番の申請地でいつから工事が開始されるのか。
事務局	来年の２月から６月までの予定となっております。

委　員	申請者は旭町だが[redacted]の土地で良いか。
事務局	申請者は旭町在住ですが土地は[redacted]で相続の土地であります。
議　長	その他質問はございませんか。
委　員	（な　し）
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第３号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委　員	（全員挙手）
議　長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。
議　長	日程第6、議案第４号「農地法第５条の規定による事業計画変更承認許可申請」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	（議案の朗読） ※今回の変更については借受人の代表者変更及び資材の規格や数量に若干の変更が生じ一時転用面積が減少したため変更申請者が提出されたところです。 なお、現地調査につきましては、13 番青野委員、14 番大橋委員及び 15 番山田代理でございます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議　長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委　員	（現地調査の報告） 14 番の大橋です。 昨日、青野委員さん、山田代理、事務局２名と私５名で調査を実施いたしました。 申請地は、[redacted]で、町道[redacted]に位置し、[redacted]から斜め道路の[redacted]を東に向かった北側に位置した場所で、本年４月に申請のあった営農型太陽光発電所であります。 変更内容は杭や支柱の本数の変更及び譲受人の代表者が変更したもので、転用においては面積が減少したものであり問題ないものとして調査してき

	ました。 以上で、報告を終わります。
議　長	ありがとうございました。 ただ今、議案第４号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委　員	この申請の賃貸借について10年間と聞きましたが、10年後に許可申請の願いが出るのか。
事務局	一時転用の許可なので、自動更新にはならず、10 年後に再度申請を受けて審査する。
委　員	再度審査するという事だが、事業の状況如何により不許可となることもあるのか。
事務局	その通りでございます。
委　員	申請地を以前に見たが営農型の許可条件を再度教えていただきたい。
事務局	営農型太陽光発電については下の農地に作物を植えることとなっているが、条件は基準反収の８割以上となっています。もともと作付けをしているのであれば、前年の８割、違う作物であれば北海道の平均や空知の平均を見てその８割を確認することを条件としている。
議　長	その他質問はございませんか。
委　員	（な　し）
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第４号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委　員	（全員挙手）
議　長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第４号「農地法第５条の規定による事業計画変更承認許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議　長	日程第７、議案第５号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、本案件につきましては、[redacted]に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会　会議規則第 13 条の規定に基づく議事参与の制限

	により当該事案の審議の間、退席をお願いいたします。
	暫時休憩いたします。
	【[redacted]】
	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
	事務局から集積の概要を説明します。
局　　長	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、売買が7件、賃貸借が4件、農地保有合理化事業に向けた使用貸借が5件、計16件でございます。
	以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年12月15日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
	以上で概要説明を終わります。
議　　長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事 務 局	(議案の朗読)
	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議　　長	ただ今、議案第5号について、事務局から説明がありました。
	ここれより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委　　員	申請番号15番の住所は[redacted]か
事 務 局	[redacted]でよろしいです。
委　　員	同じく申請番号15番の譲受人は経営面積が0だが新規就農なのか。
事 務 局	ご質問のとおり申請番号15番については新規就農者で、現在は賃貸借で耕作している農家です。
委　　員	申請番号11番について所有者は現在静岡県に住んでいるのか。また経営規模縮小となっているが離農ではないのか。
事 務 局	申請番号11番については現在も静岡県に在住で、元々賃貸借で貸していましたが、再度更新するものであります。また、現在も他に農地を所有しているため経営規模縮小としたところであります。
議　　長	その他質問はございませんか。
委　　員	(な　し)
議　　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

	議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委　　員	（全員挙手）
議　　長	全員賛成ですので、議案第５号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしましたので[redacted]に入室いただきます。 暫時休憩いたします。 【[redacted]】 休憩を閉じ、議事を再開いたします。
議　　長	日程第 8、報告第１号「農地法第６条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事 務 局	（議案朗読） 以上２法人につきましては、別添の別記第 19 号様式「農業生産法人要件確認書」にあるとおり、経営要件、事業要件、構成員要件及び業務執行役員要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議　　長	ただ今、報告第１号について事務局から説明がありました。 特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委　　員	法人報告２件目の記載年月日について年度の確認をしたい。また提出が遅れたことによる罰則はあるのか。
事 務 局	記載ミスのため修正をお願いします。（令和３年を令和４年に修正）提出日については決算後３か月以内に速やかに提出することとなっていますが、諸事情により遅れる場合もある。遅れたことに対する罰則はありませんが、提出を怠った場合は適格法人の取り消しがある。長沼町は全道の中では提出率が優秀だと聞いていますが、道による未提出調査等があり厳しく指導されている。現在も未提出の法人については催促の通知も出しています。
委　　員	農業委員会での審査の意義、重要性を考えると速やかに提出していただくようしっかりと進めてください。
議　　長	その他質問はございませんか。

委　　員	（な　し）
議　　長	無いようですので、報告第１号「農地法第６条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は、報告があった２法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認め報告第１号を終わります。 以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。
委　　員	共済組合からです。麦の共済金の額が確定したので報告です。管内で２億2,500万、秋小麦4,329万、春小麦1,360万会わせて5,689万です。畑作では馬鈴薯99,000円、大豆260万、小豆280万、甜菜192万、スイートコーン90万です。以上です。
議　　長	その他質問はございませんか。
委　　員	（な　し）
議　　長	無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
局　　長	（連絡事項） 閉会にあたりまして、髙宮会長から御挨拶をお願いいたします。
会　　長	（閉会挨拶） 以上をもちまして、「第６回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。